

備前市区会等補助金交付要綱

(目的)

第1条 市内における区会、町内会等の活動を支援し、もって市民生活の向上と市政の活発な運営に資することを目的として、各種事業を行う区会、町内会等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、備前市補助金等交付規則(平成17年備前市規則第58号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、区会、町内会等が行うもので、次のとおりとする。

- (1) 地域組織の維持及び運営に関する活動
- (2) 地域の防災、福祉、環境、体育並びに教育及び文化等に関する活動
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な活動

(補助対象経費)

第3条 補助対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条の補助対象事業の実施に直接必要な経費とし、次に掲げる経費は除くものとする。

- (1) 公益的な事業に結びつかない経費
- (2) その他市長が不相当と認めるもの

(補助金額)

第4条 補助金の額は、毎年度の予算に定める額を上限とする。

(補助金の交付時期)

第5条 補助金の交付については、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。